

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター寄附金等取扱規程

(平成 22 年 12 月 17 日 規程第 91 号)

(沿革) 令和5年3月31日規程第123号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター(以下「本センター」という。)が寄附者から金銭又はその他の財産(以下「寄附金等」という。)の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者が本センターが行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭(「賛助会員規程」で定める賛助会員会費を除く。)をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者が本センターが行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等(以下「寄附物品等」という。)で金銭以外のものをいう。

(寄附の申し入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者から本センターに対し寄附の申し入れがあったときは、その寄附目的、寄附の対象物、数量・金額等を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申し入れを受ける場合には、理事長又は理事会(重要な財産である場合)の承認を得なければならない。

3 寄附の申し入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、寄附書(別記様式)により寄附を受けるものとする。

4 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、本センターとして適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の事務処理手続)

第4条 寄附金を本センターの基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

2 基本財産としての寄附金の運用については、別に定める「資金運用規程」によるものとする。

(寄附物品等の事務処理手続)

第5条 寄附物品については、本センターの物品の取扱いに関する規程等に定める手

続に従い処理するものとする。

- 2 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。
- 3 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、固定資産台帳等に登載しなければならない。
- 4 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日(平成22年12月17日)から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

寄 附 書

公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター理事長 殿

年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(企業・団体名、代表者名)

印

下記のものを貴法人に寄附します。

記

1 現金(有価証券)

円

2 物品・固定資産

(量・種類等の内訳を記載)

3 上記の利用目的

- (1) 公益目的事業全般に使用されたい。
- (2) ()事業に使用されたい。
- (3) ()事業に(%以上)使用されたい。
- (4) 基本財産として使用されたい。
- (5) 特に使用目的については特定しません。